

高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この基準は、高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、委託先事業者を選定するための方法及び基準を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この基準において用いる用語は、募集要項に準じるものとする。

3 審査方法及び審査基準

- (1) 業務実績評価（１次審査）並びに技術提案評価及び見積書評価（２次審査）を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する
- (2) 業務実績評価は、提出書類（様式１－１から様式３－３）により事務局が審査を行う。
なお、評価項目、評価基準及び評価点は、別表１のとおりとする。
- (3) 技術提案評価は、技術提案書に基づく書類確認及びヒアリングにより選定会議が審査を行う。
なお、評価項目、評価基準及び評価点は、別表２及び別表３のとおりとする。
- (4) 見積書評価は、提出された見積書により事務局が審査を行う。
なお、評価項目、評価基準及び評価点は、別表４のとおりとする。
- (5) 各審査項目の配点は、次のとおりとする。

審査項目	配点	合計評価点
① １次審査：業務実績評価	120 点	900 点
② ２次審査：技術提案評価	600 点（200 点×3 名）	
③ ２次審査：ヒアリング	60 点（20 点×3 名）	
④ ２次審査：見積書評価	120 点	

- (6) 合計評価点が満点の 60%以上の点数を得られなかった場合は、最優秀提案者及び優秀提案者を選定しない。
- (7) 参加した事業者が 1 者の場合にも同様の審査を行う。

別表 1（業務実績評価）

No.	評価項目	評価基準	評価点	最大評価点
1	参加事業者の業務実績 (最大 3 件まで)	同種業務 1 件あたり	20	60
		類似業務 1 件あたり	10	
2	管理技術者（総括）の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
3	意匠担当主任技術者の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
4	積算担当主任技術者の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
5	構造担当主任技術者の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
6	機械設備主任技術者の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
7	電気設備主任技術者の業務実績 (最大 2 件まで)	同種業務 1 件あたり	5	10
		類似業務 1 件あたり	4	
		その他業務 1 件あたり	3	
合計				120

備考

- 1 合計評価点の上位順をもって、技術提案評価及び見積書評価（2次審査）に進む提案者（5者程度）を選定する。
- 2 提案者が5者を超えた場合は選定委員と協議し2次審査に進む者を決定する。

別表 2（技術提案評価における書類確認）

No.	評価項目	評価基準	評価点
1	施設計画の考え方	・施設全体の運営や消防職員の訓練、また市民防災訓練との導線の効率性、安全性、利便性に配慮するとともに、良好な訓練環境を実現するための施設計画の考え方ができているか	50
2	特殊な訓練環境を考慮した設備計画や建物計画	・火災訓練に使用する各居室の耐久性や安全性、また濃煙や熱気の再現など効率的な訓練環境が実現できているか ・発生する煙や放水訓練等における環境負荷配慮ができているか	50
3	緊急消防援助隊の受援拠点施設としての機能維持確保	・平時の運用から大規模災害が発生した際、拠点施設、備蓄倉庫の運用など敷地の活用や施設機能の変更ができているか ・長期化する災害活動への対応に関する提案	50
4	持続可能な経済性に優れた施設	・建設コスト及び維持管理の低減ができているか	50
選定委員一人当たり持ち点			200

備考

評価点の配点区分は、次のとおりとする。

- ・やや不十分 : 0～25
- ・普通 : 26～35
- ・優れている : 36～45
- ・特に優れている : 46～50

別表 3（技術提案評価におけるヒアリング）

評価基準	評価点
・明確で説得力のある説明及び質問回答となっているか ・本事業への意欲が感じられるか	20

備考

評価点の配点区分は、次のとおりとする。

- ・劣る : 0～10
- ・普通 : 11～14
- ・優れている : 15～17
- ・特に優れている : 18～20

別表 4（見積書評価）

評価基準	評価点
・ 提出された見積書に記載された見積金額（税込）について、下記の計算式により点数化し、評価する。ただし、契約上限金額を超える見積金額を提案した者は失格とする。 ・ 下記計算式には本市が定める受託予定金額を使用する。 ・ 受託予定金額は 95,132,000 円とする。 ・ 1 点未満は切り捨てとする 【計算式】 ・ 見積金額：上限金額～受託予定金額 $120 \text{ 点} \times \text{受託予定金額} \div \text{見積金額}$ ・ 見積金額：受託予定金額未満 $120 \text{ 点} \times \text{見積金額} \div \text{受託予定金額} \times 0.9$ 【計算例】 上限額 100,000 千円 受託予定金額 80,000 千円 提案者 A の見積金額が 95,000 千円 提案者 B の見積金額が 80,000 千円 提案者 C の見積金額が 68,000 千円であった場合の 提案者 A、提案者 B 及び提案者 C の評価点は下記のとおり 提案者 A：$120 \times 80,000 \div 95,000 = 101$ 点 提案者 B：$120 \times 80,000 \div 80,000 = 120$ 点 提案者 C：$120 \times 68,000 \div 80,000 \times 0.9 = 91$ 点	120